

答 申 第 8 4 号

平成16年5月13日

神 戸 市 長

矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会

会長 真 砂 泰 輔

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成14年3月22日付神消警救第490号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「救急情報報告書」の部分公開決定に対する審査請求についての諮問

1 審査会の結論

実施機関が非公開とした情報のうち、別紙1の審査会の判断欄に公開と示した情報を非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

その他の部分について非公開とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

(1) 審査請求人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づいて、

「ア 病院の救急告示更新手続きに関する一切の書類(消防局)

イ 病院への救急搬送に関する苦情の内容とその処理を記録した一切の書類(消防局、垂水・須磨・西消防署)」

の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(2) 消防長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対し、

救急病院・診療所に関する意見書

救急情報報告書(垂水救急隊報告)

救急情報報告書(平成12年4月11日付け垂水救急係主査報告)

救急情報報告書(平成12年7月27日付け垂水救急係主査報告)

を特定し、文書 は公開、 ~ は部分公開とする決定を行った。

(3) これに対し、申立人は、文書 ~ の非公開部分(ただし、傷病者、傷病者家族の氏名、住所、電話番号、近隣開業医名、勤務先を除く。)(以下「本件情報」という。なお、文書 ~ を以下「本件公文書」、本件情報を非公開とする決定を以下「本件決定」という。)の取消しを求める審査請求(以下「本件申立て」という。)を行った。

なお、申立人は、意見書において、本件請求に対する決定のうち、文書 ~ に記載されている傷病者、傷病者家族(以下「傷病者等」という。)の氏名、住所、電話番号、近隣開業医名、勤務先については、これを争わないとしている。

3 申立人の主張

申立人の主張を平成14年2月22日付けの申立書、平成14年6月14日付けの意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 本件申立てを行った公文書(公開を求める内容)について

文書 ~ の非公開情報のうち、傷病者等の氏名、住所、電話番号、近隣開業医名、勤務先を除いた部分

(2) 争点となる情報に対する意見

ア 年齢、性別

「年齢は個人の基礎的情報であり、公にしないことが正当である情報」という単純な論理には、納得できません。救急搬送日時等の公開と結合された場合に個人識別される、という実施機関の主張も、こじつけとしか思えません。

性別は、実施機関が今回一部の文書で公開しているので、他にもわかるようにすべきです。

イ 実施機関への苦情提供日時、救急搬送日時、病院受診日

苦情と合わせて特定しうる情報の1つになりうると実施機関は主張していますが、それだけでは、たとえ近所の人でも特定は不可能でしょう。抽象的な懸念にすぎません。

実施機関は上記ア、イの情報をもとに、当該医療機関が個人特定することを想定しているようですが、実際には神戸市は、苦情を受けた際、必要に応じて調査や事実上の指導をしたり、苦情があった事実を当該病院に伝えたりしているわけで、いまさら筋が通りません。またこれらの苦情通報者は、病院側にすでに明確に文句を言い、直接交渉してもらちが明かないから、消防にも苦情を伝えて対策を求めているのです。病院側に対する秘匿を特に求めている苦情通報者はいません。

ウ 家族関係・交友関係

家族構成や交友関係といっても、苦情や調査の記録には、個人の家庭環境や交友関係を詳細に書いているわけではないのです。

エ 身体の状態、治療・処置の内容

個人識別と切断されているのだから、伏せる理由はありません。また、人の生命、身体または健康を保護するため、とりわけ公にすることが必要な情報にあたります。

オ 入院費用の請求

文脈からわかるのは、入院費用の額が不当ではないか、そもそも病院が不当に過剰な診療をしたのに、おかしいではないか、という不満の訴えです。その金額やいきさつを具体的に明らかにしても、患者に不利益は生じません。むしろ病院の不正・不当行為に関する情報なのであって、公開すべきです。

カ インカメラ審査を

苦情の内容については、抽象論で非公開の範囲を広げるのではなく、実際に問題を生じる記述が本当にあるのか、審査会がインカメラ方式で文書の伏せ字部分を直接見て、個別具体的に判断してください。

その際は、これらの情報が、「人の生命、身体または健康を保護するため、公にすることが必要な情報」にあたることを重視し、その点とのバランスをよく考えて判断していただきたいと思います。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 14 年 5 月 8 日付けの非公開理由説明書、平成 15 年 10 月 6 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 特定した公文書の内容について

救急情報報告書は、救急搬送された傷病者及びその関係者が、電話または来庁されて述べられたお礼や苦情等のうち、特異なものについて作成することとしている。

(2) 非公開とした理由

ア 基本的見解

(ア) プライバシーについて

公文書の公開に際しては、原則公開の精神に立ちながらも、個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重するために、プライバシーの侵害が生じることのないように、個人に関する情報は最大限保護されるべきであり、正当な理由なく、みだりに公にされないよう配慮しなければならない。

(イ) 苦情について

傷病者等に対する具体的治療、処置等に関しては、原則として、患者と医療機関との間における医療契約の債務不履行として民事上解決される問題である。

本件公文書に記録されている苦情等の内容は、実施機関に寄せられた市民の一方的な主張をそのまま記録したものであり、その苦情内容の真偽を実施機関が確認することはできないため、当該情報を公開することは、公正な立場での公開ではないと考えられる。

(ウ) 以上の理由から、実施機関としては、現存する病院について、苦情等の情報を公開する際には、慎重な判断を要すると考える。

しかし、本件については、既に廃院している病院であり、病院としての実態が全くなく、守るべき事業者の競争上の地位その他経営上の利益がないという判断により、条例に基づき部分公開とした。

イ 特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報（条例第 10 条第 1 号）に該当すると判断した理由

(ア) 年齢については、単独で個人が識別される直接的な情報ではないが、個人の基礎的な情報であり、公にしないことが正当である情報と判断する。また、救急搬送日時、病院受診日時が公にされた場合、当該情報と結合することで、特定の個人を類推することが容易であると考える。

(イ) 救急搬送日時、病院受診日時、苦情提供日時については、単独で個人が識別されるものではないが、苦情内容に付随する情報であり、第三者が苦情提供者を特定する情報の一つになり得るものである。

(ウ) 救急車を利用するという行為が、通常、多くの人にとって日常的に行われているものではないため、当該行為により、周囲の人々の注目を受けることになり、救急隊が出動した場所

周辺にいた特定の人々や、病院への救急搬送時、当該病院にいた特定の人々の記憶に残ることは容易に察することができる。

ウ 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報（条例第 10 条第 1 号）に該当すると判断した理由

（ア）家族構成（交友関係を含む）については、個人の生活基盤に密接に関連する情報であるため、公にすることにより、個人の権利利益を害すると認められる。

（イ）身体情報、具体的治療内容、処置内容については、病名、病状、治療経過などが含まれ、個人の生命・身体・健康に直接係わる、極めて詳細で私的な情報である。したがって、仮に個人が識別される情報に直結する部分を除いたとしても、このような情報を公にすることは、個人の権利利益を害すると認められる。

（ウ）経済的情報については、特定の個人の経済状況を類推させ得る内容であり、公にすることで、個人の権利利益を害すると認められる。

5 審査会の判断

(1) 本件申立てについて

ア 申立人は、

「ア 病院の救急告示更新手続きに関する一切の書類（消防局）

イ 病院への救急搬送に関する苦情の内容とその処理を記録した一切の書類（消防局、垂水・須磨・西消防署）」

の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関は、

救急病院・診療所に関する意見書

救急情報報告書（垂水救急隊報告）

救急情報報告書（平成12年4月11日付け垂水救急係主査報告）

救急情報報告書（平成12年7月27日付け垂水救急係主査報告）

を特定し、文書 は公開、 ~ は部分公開とする決定を行った。

本件申立ては、本件請求に対する決定のうち、文書 ~ を条例第10条第1号アにより部分公開としたことにかかわるものである（ただし、 ~ とともに傷病者等の氏名、住所、電話番号、近隣開業医名、勤務先を除く。）

イ 本件について、申立人は、3の申立人の主張にもあるように次のように主張している。

氏名、住所等の情報を伏せることで個人特定は不可能である。本件では、病状、治療内容ははじめ、非公開部分が必要以上に多く、苦情の内容をきちんと読み取るのが困難である。

個人特定に直結する情報と切断されていれば、条例第10条第1号アには該当せず、年齢、救急搬送日時、身体の状態、治療・処置の内容、入院費用の額など、できるかぎり具体的な内容を公開すべきである。

ウ 本件について、実施機関は、4の実施機関の主張にもあるように次のように主張している。

傷病者等の年齢は、単独で個人が識別されるものではないが、個人の基礎的な情報であり、公にしないことが正当である。

救急搬送日時、病院受診日時等は、単独で個人が識別されるものではないが、苦情内容に付随する情報であり、第三者が苦情提供者を特定する情報の一つになり得るものである。

身体情報、具体的治療内容、処置内容は、病名、病状、治療経過など、個人の生命・身体・健康に直接係わる、極めて詳細で私的な情報である。仮に個人が識別される情報を除いたとしても、このような情報を公にすることは、個人の権利利益を害すると認められる。

エ 以上から、本件の争点は、本件情報についての条例第10条第1号アの該当性である。

以下、検討する。

(2) 本件情報の条例第10条第1号アの該当性

実施機関によれば、文書 ~ の救急情報報告書は、救急搬送された傷病者等からのお礼や苦情等のうち、特異なものについて作成したもので、傷病者等の氏名、住所、電話番号、年齢、勤務先、家族構成、近隣開業医名のほか、救急搬送日時、病院受診日時、実施機関への苦情提

供日時、身体情報、具体的治療内容、経済的情報等が記録されている。

文書 ~ に記録されたこれらの情報は、救急事由の発生の際に特定個人が受けた治療行為に関する情報であり、慎重に公開、非公開を検討すべき性格の情報である。

この点に関し、申立人は、傷病者等の氏名、住所、電話番号、近隣開業医名、勤務先については争わないとしているので、申立人が争わないとした情報が非公開であることを前提に本件情報の条例第 10 条第 1 号アの該当性を検討する。

条例は、個人情報の該当要件として、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であって、公にしないことが正当であると認められることを規定している。

申立人が争わないとした傷病者等の氏名、住所、電話番号、近隣開業医名、勤務先が公開されなければ、特定個人の識別の可能性は相当に低下したと考えられる。

ただし、本件請求が特定の病院を対象としたものであること、救急車を利用するという行為が、日常的に行われているものではないため、傷病者等の居住地周辺で注目を集めやすいこと、病院に対する苦情・相談等を行ったことは、通常、他人に知られたくない事柄であると思われることから、本件情報のうち、救急搬送日時、年齢は、患者等が識別される可能性のある情報と考えられる。

したがって、救急搬送日時、年齢を公にすれば、患者等のプライバシーを害するおそれがあるため、氏名、住所、電話番号、近隣開業医名、勤務先に加えて救急搬送日時、年齢については公にしないことが妥当である。本件情報のうち、救急搬送日時、年齢を除く部分については、特定の個人が識別されない以上、非公開とする理由はなく、公開すべきである。

なお、実施機関は、家族構成、具体的治療内容、経済的情報等については、個人の基盤的情報ないし極めて詳細で私的な情報であるとして特定の個人が識別されなくても、公にすれば個人の権利利益を害すると主張している。実施機関の主張は個人のプライバシーの保護に重点を置いたもので、その方向性についてはうなずける部分もある。

しかしながら、本件においては、特定の個人が識別され得る情報は公にされないこと、医療機関の苦情・相談内容についてはできる限り客観的な事実関係を公にすることが、病院を科学的で適切な医療を行う場とするため医療監視を実施することを定めた医療法第 25 条の趣旨に沿うと思料されることから公開すべきである。

イ 以上から、文書 ~ の救急搬送日時、年齢を条例第 10 条第 1 号アに該当するとして非公開とした決定は妥当であるが、これら以外の本件情報を条例第 10 条第 1 号アに該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

(4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別紙1

(審査会の判断欄に「-」とあるのは、実施機関が公開の決定を行った情報又は申立人が争わないとした情報であることを示す。)

番号	文書名	非公開部分	審査会の判断
(1)	救急病院・診療所に関する意見書	-	-
(2)	救急情報報告書(垂水救急隊報告)	傷病者等の氏名、近隣開業医名等	-
		苦情提供月日、曜日、救急事由発生場所等	公開
		傷病者等の年齢	妥当
(3)	救急情報報告書(平成12年4月11日付け垂水救急係主査報告)	傷病者等の氏名、住所、電話番号	-
		苦情提供月日、曜日、傷病者等の身体情報、具体的治療内容等、病院受診月日	公開
(4)	救急情報報告書(平成12年7月27日付け垂水救急係主査報告)	傷病者等の氏名、住所、電話番号、勤務先	-
		苦情提供月日、曜日、傷病者等の身体情報、具体的治療内容、家族構成、経済的情報等	公開
		救急搬送の月日(これと密接に関連する日を含む)、傷病者等の年齢	妥当

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成14年3月22日	-	* 諮問書を受理
平成14年3月25日	第143回審査会	* 審議
平成14年5月8日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成14年6月14日	-	* 異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書を受理
平成14年7月5日	第147回審査会	* 審議
平成14年10月31日	第151回審査会	* 審議
平成15年3月28日	第152回審査会	* 審議
平成15年4月17日	第153回審査会	* 審議
平成15年8月4日	第157回審査会	* 審議
平成15年10月6日	第162回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取
平成15年10月20日	第163回審査会	* 審議
平成15年11月10日	第164回審査会	* 審議
平成15年11月17日	第165回審査会	* 審議
平成15年12月25日	第166回審査会	* 審議
平成16年1月27日	第167回審査会	* 審議
平成16年4月9日	第168回審査会	* 審議